現状変更行為許可申請手続きの流れ

事前相談 → 協議 → 申請 → 審査 → 許可 → 着手 → 計画の変更 → 完了

★ポイント１
事前相談により、計画の内容についてしっかりと相談しましょう。
事前相談がしっかりできると、申請の手続きが円滑に進みます。

相談内容
・場所
・計画内容
・時期
・その他

★ポイント２
事前相談で打合せした内容をまとめて、現状変更行為許可申請書を提出しましょう。

申請書類
・現状変更行為許可申請書
・位置図
・案内図
・図面及び仕様書
・現況写真（カラー）
・その他必要な資料

★ポイント３
許可書が交付されたら、工事開始です。許可以前の着手は認められません。

★ポイント４
許可された内容に変更が生じる場合は、再度、変更となる内容について相談してください。

★ポイント５
工事完了後、速やかに現状変更行為完了（中止）届出書を提出しましょう。

申請書類
・現状変更行為完了（中止）届出書
・位置図
・案内図
・図面及び仕様書
・完了写真（カラー）
・その他必要な資料